

令和7年度 年度更新のしおり

事務組合委託事業場の皆様へ

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を単位として計算されることとなっており、その額は原則としてすべての労働者に支払われる賃金の総額にその事業に定められた保険料を乗じて計算されます。

労働保険の保険料は、あらかじめ概算で申告・納付し、翌年度確定精算することになります。

したがって、事業主の皆様には、当年度の概算保険料と前年度の確定保険料を併せて申告・納付していただくことになります。これが、年度更新の手続きです。

労働保険料を納付する義務は、事業主が負うこととなりますが、事務組合に委託している事業主の皆様については、事務組合がとりまとめて納付することになっています。

このため、事務組合が「賃金等の報告」を受けて保険料を算定し、納入通知書により納入を依頼しますので、事務組合が指定する納付期限までに納入してください。

法定納期限を過ぎますと、年8.7%の延滞金が課せられることになります。

なお、このしおりは、年度更新手続きの基本的な内容を記載しておりますので、判断の難しいものについては、労働保険事務組合にご相談ください。

また、法改正等により、「内容」及び「記載例の書式」が変更となる場合がありますのでご留意ください。

年度更新事務が円滑に進められるよう事業主皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

『賃金等の報告』は **4月18日**までに

労働保険
事務組合

労働保険事務組合
函南町商工会

にご提出ください。

静岡労働局労働保険徴収課

1. 労働保険料の正しい算定

労働保険料を正しく計算していただくためには、次のことに注意して算定の対象となる被保険者の賃金を調べていただくことが最も大切なことです。

※ 算定基礎調査等により、申告した確定保険料の記載に誤りがあることが判明し、納付した労働保険料の額が政府の決定した労働保険料の額に足りないときには、その不足額とその納付すべき額に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収することとなります。

(1) 労働者と被保険者の確認

労災保険と雇用保険では、適用労働者の範囲が違いますので、下記にご留意のうえ、正しい取扱いをお願いします。ご不明の点は委託されている労働保険事務組合へお問い合わせください。

区 分	労 災 保 険	雇 用 保 険
基本的な考え方	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</p> <p>また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、</p> <p>① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり</p> <p>② 31日以上雇用見込がある場合には原則被保険者となります。</p> <p>ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。</p> <p>○ 季節的に雇用されるものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4カ月以内の期間を定めて雇用される者 ・ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者 <p>○ 昼間学生</p>
法人役員 (取締役) の取扱い	<p>代表権・業務執行権(注1)を有する役員は、労災保険の対象となりません。</p> <p>① 法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取扱います。</p> <p>② 法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有すると認められる者は、「労働者」として取扱いしません。</p> <p>③ 監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取扱います。</p> <p>※ 保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>	<p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者の性格の強いものであって、雇用関係(注2)があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>① 代表取締役は被保険者になりません。</p> <p>② 監査役は原則として被保険者になりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。</p> <p>○ 合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取扱い、原則として被保険者となりません。</p> <p>○ 有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取扱います。</p> <p>○ 農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者となりません。</p> <p>○ その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者となりません。</p> <p>※ 保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>
事業主と同居している親族	<p>事業主と同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p>

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族	<p>での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立しているとして、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているかどうかとなります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p>	<p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p> <p>③事業主と地位を一にする地位（役員等）にないこと</p>
日雇労働者	すべて対象者となります。	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、口雇労働で生計を立てている者は口雇労働被保険者となります（臨時・内職的な場合は該当しません）。
2つ以上の適用事業主に雇用される者	すべて「労働者」として対象となります。	1つの雇用関係のみ認められ、その者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。（注3）
季節的労働者（出稼労働者）	すべて「労働者」として対象となります。	雇用期間が4カ月を超える者は被保険者となります。
昼間学生	すべて「労働者」として対象となります。	卒業見込証明書を有する者で卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務することが予定され、通常の労働者と同様に勤務することが認められる者（休学中の者も含む）は被保険者となります。 なお、通信教育、夜間、定時制の学生は被保険者となります。
外国人労働者	原則として、労働基準法等関係法令が適用されるものが「労働者」として対象となります。	日本国に在住し、適法に就労する外国人は、外国公務員及び外国の失業保障制度の適用を受けていることが立証されたものを除き、国籍（無国籍を含む）のいかんを問わず被保険者となります。

（注1）株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限（代表者が行う対外的代表行為を除く会社の殆ど全てを行う権限）。

（注2）業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、対償として賃金を得ている関係。

（注3）マルチジョブホルダー制を選択した場合は、2つ以上の事業所において被保険者となります。

（2）賃金とするもの、しないもの

賃金とは、賃金、手当、賞与その他名称のいかんを問わず労働の対象として事業主が労働者（被保険者）に支払ったすべてのものをいいます。

賃金とするものの例	賃金としないものの例
基本賃金（月給・日給・時給）	役員報酬
賞与	結婚祝金、死亡弔慰金
通勤手当（課税分・非課税分を問わない）	災害見舞金
定期券・回数券	年更慰労金、勤続賞金
超過勤務手当、深夜手当	退職金
扶養手当、子供手当、家族手当	出張旅費、宿泊費
技能手当、教育手当	工具手当、寝具手当
寒冷地手当、地方手当、単身赴任手当	休業補償費（労働基準法第78条）
精勤手当、背勤手当	傷病手当金（健康保険法第99条）
住宅手当、物価手当	解雇予告手当
休業手当（労働基準法第26条）	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金（特殊奨励金等）
宿直手当、日直手当	持家奨励金
雇用保険料、社会保険料 （労働者負担分を事業主が負担する場合）	会社が全額負担する生命保険の掛け金
昇給差額 （在職中に支払いが確定した退職後支給分を含む）	

2. 保険料の負担

(1) 労災保険分

事業の種類により賃金総額の2.5/1000から88/1000までに分けられています。

(令和6年4月1日現在)

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	労災保険率 (×1/1000)	事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	労災保険率 (×1/1000)		
林業	02	木材伐採業	52	製造業	53	鋳物業	16		
	03	その他の林業			54	金属製品製造業又は金属加工業(63・55の事業を除く)	9		
漁業	11	海面漁業(12の事業を除く)	18		63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(55の事業を除く)	6.5		
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37		55	めっき業	6.5		
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(23の事業を除く)又は石炭鉱業	88		56	機械器具製造業(57・58・59・60の事業を除く)	5		
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13		57	電気機械器具製造業	3		
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5		58	輸送用機械器具製造業(59の事業を除く)	4		
	25	採石業	37		59	船舶製造又は修理業	23		
	26	その他の鉱業	26		60	計量器、光学機械、時計等製造業(57の事業を除く)	2.5		
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34		64	貴金属製品、装身用、皮革製品等製造業	3.5		
建設事業	32	道路新設事業	11		61	その他の製造業	6		
	33	舗装工事業	9		71	交通運輸事業	4		
	34	鉄道又は軌道新設事業	9		72	貨物取扱事業(73の事業を除く)	8.5		
	35	建築事業(38の事業を除く)	9.5		73	港湾貨物取扱事業(74の事業を除く)	9		
	38	既設建築物設備工事業	12	74	港湾荷役業	12			
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6	運輸業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3		
37	その他の建設事業	15	95		農業又は海面漁業以外の漁業	13			
製造業	41	食料品製造業(たばこ等製造業を含む)	5.5		電気等供給の事業	91	清掃・火葬又はと畜の事業	13	
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4			93	ビルメンテナンス業	6	
	44	木材又は木製品製造業	13			その他の事業	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	45	パルプ又は紙製造業	7				97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	46	印刷又は制本業	3.5				98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	47	化学工業	4.5				99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6				94	その他の各種事業	3
	66	コンクリート製造業	13				90	船舶所有者の事業	42
	62	陶磁器製品製造業	17						
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23						
	50	金属精錬業(51の事業を除く)	6.5						
	51	非鉄金属精錬業	7						
52	金属材料品製造業(53の事業を除く)	5							

○建設事業の労災保険料は令和6年度に事業(工事)が終了したものの請負金額に下記労務費率を乗じた額に労災保険料を乗じて算出してください。

労務費率表

(令和6年4月1日現在)

事業の種類 の分類	事業の種類	請負金額に 乗ずる率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
	道路新設事業	19%
	舗装工事業	17%
	鉄道又は軌道新設事業	19%
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	23%
	既設建築物設備工事業	23%
	機械装置の組立て又は据付けの事業	
	組立て又は取り付けに関するもの	38%
	その他のもの	21%
その他の建設事業	23%	

○海外派遣者の労災保険料(第三種特別加入保険料)は、まず申請した基礎日額(3,500円から25,000円)に365を乗じた額(賃金総額)を求めてください。

その後、当該賃金総額に3/1000を乗じ、保険料額を算出してください。

(2) 雇用保険分

雇用保険料は事業主と被保険者双方の負担となります。負担の割合は次のとおりです。

雇用保険率表

区 分 事 業	令和4年3月31日まで		令和4年4月1日から		令和4年10月1日から		令和5年4月1日から	
	保険率	事業主負担分	保険率	事業主負担分	保険率	事業主負担分	保険率	事業主負担分
		被保険者負担分		被保険者負担分		被保険者負担分		被保険者負担分
一般の事業	$\frac{9}{1000}$	$\frac{6}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6.5}{1000}$	$\frac{13.5}{1000}$	$\frac{8.5}{1000}$	$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$
		$\frac{3}{1000}$		$\frac{3}{1000}$		$\frac{5}{1000}$		$\frac{6}{1000}$
農林水産 清酒製造の事業	$\frac{11}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{11.5}{1000}$	$\frac{7.5}{1000}$	$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{17.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$
		$\frac{4}{1000}$		$\frac{4}{1000}$		$\frac{6}{1000}$		$\frac{7}{1000}$
建設の事業	$\frac{12}{1000}$	$\frac{8}{1000}$	$\frac{12.5}{1000}$	$\frac{8.5}{1000}$	$\frac{16.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$	$\frac{18.5}{1000}$	$\frac{11.5}{1000}$
		$\frac{4}{1000}$		$\frac{4}{1000}$		$\frac{6}{1000}$		$\frac{7}{1000}$

3. 石綿（アスベスト）健康被害救済のための

「一般拠出金」の申告・納付について

「一般拠出金」とは、石綿による健康被害の救済に関する法律により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆様にご負担いただくものです。

(1) 対象 労災保険適用事業場の全事業主が対象です

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は対象外です。

(2) 納付方法 労働保険料と併せて申告・納付します

(納付時期)

①労働保険の年度更新時

②事業終了（廃止）時

※一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。

延納（分割納付）はできません。

(3) 料率 一般拠出金は1000分の0.02です

業種を問わず、料率は一律1000分の0.02です。メリット対象事業場についても、一般拠出金にはメリット料率の適用（割増、割引）はありません。

(4) 一括有期事業

令和7年度の年度更新（確定保険料）では、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに終了した工事が対象となります。

4. 中小事業主等（第1種）の労災保険特別加入制度について

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には特別に任意加入を認めています。これが特別加入制度です。

（1）特別加入者の範囲について

第1種特別加入に係る中小事業主とは、下表に示す人数以下の労働者を常時雇用する事業主（事業主が法人その他の団体である場合はその代表者）及び労働者以外で当該事業に従事する方（事業主の家族従事者や中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）をいいます。

業種	労働者数
金融業・保険業 不動産業・小売業	50人
卸売業・サービス業	100人
上記以外の業種	300人

これは、労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託できる範囲と同様です。

なお、継続して労働者を使用していない場合であっても、1年間に100日以上にわたり労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

（2）健康診断が必要な場合

特別加入を希望する中小事業主等のうち、下記に記載されている「特別加入予定者の業務の種類」に応じて、それぞれの従事期間以上、当該業務を行ったことがある場合については、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に先の業務に従事した期間（通算期間）	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務 ^{※1}	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6カ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務 ^{※2}	6カ月	有機溶剤中毒健康診断

※1 平成24年4月1日より「金属アーク溶接する作業」が屋内外を問わず「粉じん作業」になりました（施行日前の屋外作業については、特定作業の期間に算定しません）。

※2 作業場の屋内外を問わず、健康診断が必要です。

(3) 給付基礎額・保険料

給付基礎日額とは、保険料や、休業（補償）等給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。給付基礎日額が低い場合は、保険料が安くなりますが、その分、休業（補償）等給付などの給付額も少なくなりますので、十分ご留意の上、適正な額を申請してください。

保険料の例

- ・給付基礎日額 25,000円
 - ・建設事業（既設建設物設備工事業）の場合 保険料率 12/1000
- 年間保険料は $9,125,000 \times 12/1000 = 109,500$ （円） となります。

特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	特例による1/12の額 C=B÷12
25,000円	9,125,000円	760,417
24,000円	8,760,000円	730,000
22,000円	8,030,000円	669,167
20,000円	7,300,000円	608,334
18,000円	6,570,000円	547,500
16,000円	5,840,000円	486,667
14,000円	5,110,000円	425,834
12,000円	4,380,000円	365,000
10,000円	3,650,000円	304,167
9,000円	3,285,000円	273,750
8,000円	2,920,000円	243,334
7,000円	2,555,000円	212,917
6,000円	2,190,000円	182,500
5,000円	1,825,000円	152,084
4,000円	1,460,000円	121,667
3,500円	1,277,500円	106,459

給付基礎日額は以下のいずれかの方法で変更が可能です。

- ①前年度中（3月2日～3月31日）に「給付基礎日額変更申請書」を監督署に提出
- ②年度更新期間中（6月1日～7月10日）に「保険料申告書内訳」により変更

注意！

給付基礎日額の変更申請前に労働災害が発生している場合は、②による方法は認められませんので、変更を検討している方は①の手続きをお勧めします。

記載例2 総コン用

◎『労働保険等算定基礎賃金等の報告』(略して『賃金等の報告』)は保険料算定の基礎となる大切な書類です。
 ◎この書類を機械入力することにより、申告書内訳、納入通知書等が作成されますので、賃金の記入・計算、特別加入者の基礎日額の確認等、充分ご注意のうえご記入ください。

令和7年度の賃金見込額が、令和6年度賃金総額の2倍以下、又は半分以上であれば「1. 前年度と同額」としてください。

組機様式第5号

労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事業主控)

〒420-0881 静岡県葵区北安東10-25 (株) 雇用食品工業
 雇用 一郎 様
 事業所TEL 054-194-8100 TEL 054-254-6311

労働保険番号
 府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
 2 2 3 0 1 9 3 1 1 0 0 0 0 2

雇用保険事業所番号
 2 2 0 1 - 8 6 0 9 1 2 - 3

事務組合名 追手町商工会

3. 事業の概要 41 4. 特掲事業 2
 1. 該当する 2. 該当しない
 食品製造業

6. 延納の申請
 1. 分納(3回) 2. 一括納付

5. 新年度賃金見込額
 1. 前年度と同様 2. 前年度と変わる
 ※3. 概算保険料(一般保険料指定額)
 (1) 労災保険 (2) 雇用保険

4. 委託解除年月日
 a. 一般拠出金納付済

5. 新年度見込額
 1 前年度と同額
 2 前年度と変わる
 3 概算保険料 (一般保険料指定額)
 4 委託解除年月日
 のいずれかに○を付けます。
 2又は3に○を付した場合は金額を記入してください。
 4に○を付した場合は委託解除年月日を記入してください。

6. 延納の申請
 一括納付、分納(3回)のいずれかに○を付けます。
 ※委託解除の場合は、必ず一括納付に○を付けてください。

12. 希望する基礎日額
 特別加入者の新年度の基礎日額を記入します。
 特別加入を脱退する場合は「0円」としてください。
 ※選択可能な基礎日額については、委託事務組合にご確認ください。

項目	1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金								2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金							
	(1) 常用労働者		(2) 役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等)		(3) 臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等)		(4) 合計 (1)+(2)+(3)		(5) 被保険者 (日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。なお、パートタイマー、アルバイト)		(6) 役員で被保険者扱いの者 (給与支払等の面からみて労働者の性格の強い者)		(7) 合計 (5)+(6)			
月別	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金		
4月	11	2,768,898	1	363,510	0	0	12	3,132,408	11	2,768,898	1	363,510	12	3,132,408		
5月	11	2,759,845	1	366,809	2	154,554	14	3,281,208	11	2,759,845	1	366,809	12	3,126,654		
6月	11	2,738,461	1	368,177	2	142,100	14	3,248,738	11	2,738,461	1	368,177	12	3,106,638		
7月	11	2,749,515	1	354,923	2	158,350	14	3,262,788	11	2,749,515	1	354,923	12	3,104,438		
8月	11	2,821,268	1	362,118	2	166,611	14	3,349,997	11	2,821,268	1	362,118	12	3,183,386		
9月	11	2,722,413	1	363,949	2	157,300	14	3,243,662	11	2,722,413	1	363,949	12	3,086,362		
10月	11	2,899,716	1	363,668	2	183,659	14	3,447,043	11	2,899,716	1	363,668	12	3,263,384		
11月	11	2,896,855	1	365,919	0	0	12	3,262,774	11	2,896,855	1	365,919	12	3,262,774		
12月	11	2,873,226	1	360,563	0	0	12	3,233,789	11	2,873,226	1	360,563	12	3,233,789		
1月	11	2,875,869	1	362,115	0	0	12	3,237,984	11	2,875,869	1	362,115	12	3,237,984		
2月	11	2,783,193	1	361,992	0	0	12	3,145,185	11	2,783,193	1	361,992	12	3,145,185		
3月	11	2,767,933	1	372,334	2	176,401	14	3,316,668	11	2,767,933	1	372,334	12	3,140,267		
賞与等 7月	11	5,591,225	1	752,115	0	0	12	6,343,340	11	5,591,225	1	752,115	12	6,343,340		
賞与等 12月	11	6,670,719	1	897,325	0	0	12	7,568,044	11	6,670,719	1	897,325	12	7,568,044		
賞与等 月																
		45,919,136		6,015,517		1,138,975		73,073,628		45,919,136		6,015,517		51,934,653		
						13人		A 53,073千円 D 53,073千円					12人	B 51,934千円 E 51,934千円		
※8						a 13人 b 53073千円							c 12人 d 51934千円			

雇用保険の人数欄について
 各月の「人数」の欄は、各月末(給与締切日がある場合は月末直前の当該給与締切日)の被保険者数を記入し「賞与人数」欄は支払った人数を記入します。

「1カ月平均被保険者数」欄には、次により算定し記入します。
 (算式)
 令和6年度各月の被保険者数の合計
 12(※)
 ※端数切捨て、1人未満の場合のみ切上げて「1人」としてください。

労災保険の人数欄について
 各月の「人数」の欄は、各月末(給与締切日がある場合は月末直前の当該給与締切日)の使用労働者数を記入し「賞与人数」欄は支払った人数を記入します。

「1カ月使用労働者数」欄には、次により算定し記入します。
 (算式)
 令和6年度各月の被保険者数の合計
 12(※)
 ※端数切捨て、1人未満の場合のみ切上げて「1人」としてください。

※令和6年度中途に保険関係が成立した事業にあつては、成立後の月数

9. 特別加入者の氏名 10. 承認された基礎日額 11. 適用月数 12. 希望する基礎日額

01 雇用 一郎	10,000	12/12	10,000
02 雇用 次郎	6,000	8/12	6,000
		/12	
		/12	

上記のとおり報告します 事業主氏名
 令和7年4月4日 (株) 雇用食品工業 代表取締役 雇用 一郎

7. 予備欄
 手数料1 手数料2 手数料3
 1期 2期 3期

6. 一括有期事業の「賃金等の報告」の記入について (一括有期事業報告書を記入→転記)

元請工事に従事した人数(下請で雇用する労働者含む)を記載してください。算出方法は
 令和7年3月31日以前1年間の延労働者数
 令和7年3月31日以前1年間の所定労働日数(※)
 端数は切捨て。ただし1人未満なら1人とします。
 ※その年度の暦日数から就業規則等で定めた年間休日数を差し引いた日数

記載例1 手書用

元請工事がなく、特別加入保険料が0円の場合は提出の必要はありません。また、請負金額には消費税は含まれません。

一括有期事業報告書は業種別に作成し、業種番号を余白に記入してください

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				労働費率	賃金総額
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負代金		
35	〇〇ハイツ新築工事	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇	6年5月1日から 6年11月30日まで	99,695,610			99,695,610	23	22,929,990
	〇〇宅新築工事	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇	6年4月1日から 6年12月30日まで	78,250,765			78,250,765	23	17,997,675
	〇〇邸増築工事	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇 他	6年5月1日から 7年1月15日まで	35,200,515			35,200,515	23	8,096,118
	〇〇邸増築工事	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇 他	6年1月10日から 7年3月15日まで	(7,350,000)			(7,350,000)		(7,350,000)
	事業の種類	35 建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	計	(7,350,000)			(7,350,000)		(7,350,000)
				213,146,890			213,146,890		56,373,783

賃金で算定した工事を含んでいる場合はこのようにカッコを付けてください

発注者などから工事用の資材等を支給されたり、機械器具等を貸与された場合に、支給された物の価額相当額又は機械器具等の損料相当額を記入してください(「機械装置」を除く)

請負代金の額に「機械装置」の価額が含まれている場合は、その価額を記入してください

様式第7号(第34条関係)(甲) [別紙]

労働保険番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				労働費率	賃金総額
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負代金		
38	〇〇邸内装工事	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇	6年5月1日から 7年1月15日まで	9,350,400			9,350,400	23	2,150,592
	〇〇宅内装工事	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇	7年1月10日から 7年3月15日まで	5,250,900			5,250,900	23	1,207,707
	〇〇邸内装工事 他〇件	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇	6年4月1日から 7年3月31日まで	105,000,100			105,000,100	23	24,150,023
	事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	119,601,400			119,601,400		27,508,322

労働保険事務組合手書用 事務組合用

令和6年度確定 労働保険等 一括有期事業総括表 (建設業) 事務組合名 追手町労働協会

令和7年度概算 算定基礎賃金等の報告

労働保険番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労働費率	賃金総額	保険料率		確定保険料
						④ 基準	⑤ メリット	
31	水力発電施設等 新設事業	30.4.1~ 6.3.31			24			9
32	道路新設事業	6.4.1~			19			9
33	ほ装工事業	30.4.1~ 6.3.31			24			9
34	鉄道又は軌道 新設事業	6.4.1~			19			9
35	建築事業	30.4.1~ 6.3.31 6.4.1~	(7,350,000) 213,146,890		23		56,373	9.5
36	機械装置の 組立又は 据付に 関するもの その他	30.4.1~ 6.3.31 6.4.1~ 6.4.1~			38			6.5
37	その他の 建設事業	30.4.1~ 6.3.31 6.4.1~			24			15
38	既設建築物 設備工事業	30.4.1~ 6.3.31 6.4.1~	119,601,400 (7,350,000) 332,748,290		23		27,508	12
小計						83,881		865,639
特別加入保険料						3,650		43,800
令和6年度確定保険料額(合計)								909,439
令和7年度一般拠出金						83,881		1,677
令和7年度概算保険料								900,314

特別加入者に対する保険料率
 事業の種類が2以上の場合、翌年度(令和7年度)は原則確定保険料で賃金総額の一番高い料率となります。
 (本事例では令和6年度は38業種、令和7年度は35業種となります。)

賃金総額は1000円未満を切り捨てて記入してください

賃金総額×保険料率

別添一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を上記のとおり総括して報告します。
 令和7年5月27日
 住所 静岡市葵区追手町〇〇-△△
 事業主氏名 静岡〇〇建設(株) 代表取締役 静岡 富士夫
 静岡労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿
 作成者氏名 静岡 葵

(注) ① となること、が明らかでない場合は、この限りではありません。
 ② 欄は、原則、確定申告において賃金総額が最も大きい事業の種類が適用となります。ただし、翌年度以降は、登録済みの事業の種類が主たる事業の種類
 ③ 欄は、平成30年3月31日以前のものについては、労働局又は監督署へお問合せ下さい。
 ④ 欄(請負金額欄)は斜線を引いて下さい。
 ⑤ 欄は、作成部数は四部複写で作成し、四部とも事務組合に提出して下さい。

記載例2 総コン用

一括有期事業報告書は業種別に作成し、業種番号を余白に記入してください

一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控

労働保険番号	府県 所管 管轄			基幹番号					枝番号		2 枚のうち 1 枚目		
	2	2	1	0	2	9	8	4	0	1		5	0
事業の名称	事業場の所在地			事業の期間		① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額		
□×邸新築工事	静岡市葵区△×町			5年11月2日から 6年5月1日まで		請負代金の額 94,500,000	請負代金に 加算する額 0	請負代金から 控除する額 0	請負金額 94,500,000	23	21,735,000		
事業の種類	35 建築事業			計		94,500,000	0	0	94,500,000		21,735,000		

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の詳細を上記のとおり報告します。

7 年 〇 月 △ 日

静岡 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

〔注意〕
社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

発注者などから工事用の資材等を支給されたり、機械器具等を貸与された場合に、支給された物の価額相当額又は機械器具等の損料相当額を記入してください（「機械装置」を除く）

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

請負代金の額に「機械装置」の価額が含まれている場合は、その価額を記入してください

事業主控

労働保険番号	府県 所管 管轄			基幹番号					枝番号		2 枚のうち 2 枚目		
	2	2	1	0	2	9	8	4	0	1		5	0
事業の名称	事業場の所在地			事業の期間		① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額		
リフォーム工事	静岡市葵区〇〇町			5年4月3日から 6年12月15日まで		請負代金の額 5,250,000	請負代金に 加算する額 0	請負代金から 控除する額 0	請負金額 5,250,000	23	1,207,500		
事業の種類	38 既設建設物 設備工事業			計		5,250,000	0	0	5,250,000		1,207,500		

賃金見込額が前年度の2倍以下かつ半分以上の場合は「前年度と同額」に〇を付してください

元請工事に従事した人数（下請で雇用する労働者含む）を記載してください。算出方法は
令和7年3月31日以前1年間の延労働者数
令和7年3月31日以前1年間の所定労働日数（※）
端数は切捨て。ただし1人未満なら1人とします。
※その年度の暦日数から就業規則等で定めた年間休日を差し引いた日数

〒420-0000
静岡市葵区伝馬町□□
労働建設 株式会社

労働 太郎 殿

事業場 TEL 054-254-0000

労働保険等 一括有期事業総括表
算定基礎賃金等の報告

労働保険番号

府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
2	2	1	0	2
9	8	4	0	1
5	0	0	1	

事業組合名 静岡県労働保険事務組合

(TEL: 054) 254 - 1234

業種番号	事業の種類	1. 請負金額	労務費率	2. 賃金総額	3. 一括有期事業報告書 2 枚目付
01	林業				4. 常時使用労働者数 5
02	木材伐出業				5. 事業の概要 3504 建築物の新設に伴う設備工事業
03	その他の林業				6. 前年度賃金見込額 ① 前年度と同額 ② 前年度と変わる
31	水力発電施設、ばい道等施設等		19		3. 委託解除年月日
32	道路新設事業		19		7. 延納の申請 ① 一括納付 ② 分納(3回)
33	舗装工事業		17		8. 予備欄
34	鉄道又は軌道新設事業		24		
35	設 建築事業	94,500,000	23	21,735,000	
38	既設建設物設備工事業	5,250,000	23	1,207,500	
36	機械装置の取立又は取付けに關するもの その他のもの		21		
37	その他の建設事業		24		
合 計		99,750,000			

賃金総額は1000円未満を切り捨てて記入してください

9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日数	11. 承認する基礎日数	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日数	11. 承認する基礎日数
01 労働 太郎	10000	12			

別添一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を上記のとおり総括して報告します。

令和7年 4 月 7 日

事業主氏名 労働建設株式会社
労働 太郎

労働局労働保険特別会計歳入徴収官殿

作成者氏名 入力用